

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管課(室) 御中
中 核 市

厚生労働省老健局振興課

リーフレット「災害時における入浴支援について
～移動入浴車による支援事例から考える～」について(周知)

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（訪問入浴介護の I C T 活用や経営の安定性や災害時等の支援に関する調査研究事業（実施団体：株式会社デベロ（デベロ老人福祉研究所）））において、これまでの災害時における訪問入浴介護事業者等の入浴支援の取組を踏まえ、各自治体及び介護事業者向けのリーフレット「災害時における入浴支援について～移動入浴車による支援事例から考える～」が作成されました。

災害により断水が発生した場合には、その発生直後は飲料水等の確保が重要となりますが、次第にフェーズが変わって被災者の入浴ニーズが高まります。このため、福祉施設やホテル・旅館の風呂の開放や自衛隊等による仮設風呂の設置等が行われる場合がありますが、要介護高齢者等については、バリアフリーになっておらず利用できない場合や、介護者が同行して入浴すること難しい場合等があります。このような場合には、介護保険サービスのひとつである訪問入浴介護で使用されている移動入浴車が出向いて、入浴支援を行うことが考えられます。

各都道府県等におかれましては、本リーフレットについて、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知いただくとともに、防災担当部局と連携して要介護高齢者等に対する災害時の入浴支援のあり方について事前に検討を行った上で、実際に災害が発生した場合に機動的に入浴支援ができるよう、平時から訪問入浴介護事業者等と連携・調整を行っておくなど、災害時に備えた協力体制の構築をお願いいたします。

なお、「災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（平成 25 年 5 月 7 日厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課連名事務連絡）において、災害により被災した要介護高齢者等については、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村に柔軟な対応をお願いしていることを申し添えます。

※本リーフレットについては、以下のとおり当省のウェブサイトに掲載されておりますので、ご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html

【担当】

厚生労働省老健局振興課基準第一係
TEL：03-5253-1111（内線 3983）